

資 料 2

審議会の「会長代行の指名」 並びに「部会に属すべき委員」 及び「部会長の指名」について

○ 地方年金記録訂正審議会規則

（会長）

第5条 （第1項～第2項） （略）

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ
その指名する委員が、その職務を行う。

(部会)

第6条 (第1項) (略)

2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌握する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 (略)